

## Ⅱ. 一人ひとりの思いや力を活かすしくみづくり

---

### 1. 生涯を通じた発達と学習への支援の充実

---

#### (1) 継続的な支援のしくみづくり

##### 【基本的な考え方】

障害のある人への、生活の各場面に関わるさまざまな分野に広がる支援を効果的にすすめていくには、一人ひとりのニーズを基本として、関係する機関等が的確に連携していくことが重要です。特に、障害のある子どもや保護者への支援は、成長の段階に応じて保健・医療・福祉、教育、就労などの支援を継続的に行っていくことが不可欠です。

寝屋川市では、早期療育に関わる機関の連携組織として「寝屋川市障害児関係機関協議会」を設置し、分野を超えた連携をすすめてきました。こうした取り組みをさらに発展させ、発達や療育に支援が必要な人に対して、療育や保育、特別支援教育、就労支援、生活支援等に関わる機関等が連携し、必要な情報をプライバシーを守りながら共有して継続的に支援するしくみを構築するよう、「寝屋川市地域自立支援協議会」のもとで取り組んでいきます。

##### 【推進方向】

#### 1) 発達や療育を継続的に支援するしくみの構築

---

##### ①発達や療育を継続的に支援するしくみの構築

乳幼児期から継続的な療育・教育を行っていくとともに、就労・生活等の支援に的確に結びつけていくよう、「寝屋川市障害児関係機関協議会」の実績をふまえて、さらに幅広い関係機関等が連携してプライバシー保護を前提として必要な情報の共有や引き継ぎを充実し、個別支援計画に基づいて協力して支援していくしくみを構築するよう取り組みます。

##### ②発達障害のある子ども等への支援の推進

広汎性発達障害や学習障害、注意欠陥多動性障害など、これまで制度的な支援が十分なされてこなかった障害や行動上の問題などへの対応についても、発達や療育を継続的に支援するしくみのなかで、府などの専門機関等との連携も図りながら推進して

いきます。

③障害のある子どもの保護者等に対する支援の充実

障害のある子どもの保護者等が専門職等と協力してともに子育てを行っていただけるよう、継続的な支援を推進します。

そのために、子どもに対する療育・教育を充実するとともに、関わりのある機関等での相談支援の充実や障害福祉サービス等の利用の促進、保護者等どうしの当事者活動や社会参加活動を推進するなど、負担の軽減と自己実現に向けた支援をめざしていきます。

## (2) 障害児の療育・教育の推進

### 【基本的な考え方】

障害のある子どもへの支援は、発達に関する課題を早期に発見し、適切な支援につないでいくことが重要です。そのため、発達や療育に支援が必要な子どもを継続的に支援するしくみを通じて、母子保健、保育・幼児教育、学校教育に関わる機関等や、地域での子育て支援の取り組みなどの連携を図りながら、一人ひとりの子どもや保護者のニーズに応じた継続的な支援を地域にねざして展開するよう推進していきます。

乳幼児期の子どもについては、あかつき・ひばり園がセンター的機能を担いながら、関係機関や保育所(園)・幼稚園等が連携して、発達に関する支援のニーズを早期に発見するとともに、ニーズに応じた療育や保育を推進していきます。

学校においては、乳幼児期の療育・保育からの継続性を重視しながら、新たに支援の対象となった発達障害児への支援なども含めて、一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育や自立に向けた訓練等の実施体制を確立するよう、関係機関等とも連携しながら取り組んでいきます。

また、特別支援学校や高等学校、高等教育機関等とも連携して、的確な就労支援、生活支援につながるよう取り組んでいきます。

### 【推進方向】

#### 1) 早期療育と障害児保育の充実

##### ①母子保健の充実と発達に支援が必要な子どもの早期発見の推進

母子健康手帳の交付からの継続的な関わりを通じて健やかな出産を支援するとともに、新生児訪問指導、乳幼児健康診査、育児教室、育児相談などで乳幼児の発達と子育てを支援するよう、母子保健事業の充実を図ります。

母子保健事業等を通じて、発達に支援が必要な子どもを早期に発見し、適切な療育と保護者への支援につないでいくよう、身近に母子に対応する医療機関、大阪府寝屋川保健所や大阪府中央子ども家庭センター等の専門機関や、保育所(園)や幼稚園、主任児童委員等との連携をいっそう強化しながら取り組みます。

また、発達についての悩みをもつ保護者等が気軽に相談を受けられるよう、母子保健事業や保育所(園)・幼稚園等、あかつき・ひばり療育相談室、障害児等療育支援事業などの連携をさらに強化していきます。

## ②早期療育の充実

一人ひとりの状況に応じた早期療育を行っていくよう、あかつき・ひばり園がセンター的機能を担いながら、どんぐり教室、各保育所(園)・幼稚園等での取り組みを推進するとともに、大阪府寝屋川保健所、大阪府中央子ども家庭センター等との連携を推進します。

そのために、あかつき・ひばり園等の機能を活かして、医療的な支援が必要な重度の障害や広汎性発達障害がある子どもへの支援など多様化するニーズへの対応や、各保育所(園)・幼稚園等への巡回相談の充実、学齢期の子どもへの継続的な支援などを含め、総合的な発達支援に関するセンターとしての機能を構築するよう、さらなる専門性の向上と事業実施体制の充実に努めます。

## ③障害児保育の充実

障害児保育は、民間保育所(園)での受け入れの拡充を図り、公立・民間の保育所(園)で、これまでの取り組みを活かしつつ推進します。また、あかつき・ひばり園等との連携をさらに強化し、巡回・保育相談を充実していくとともに、保育士への研修などに努めます。

市立幼稚園でも障害のある子どもの受け入れを推進するよう、教職員への研修などに努めます。

また、これらの取り組みのなかで、発達障害のある子どもへの支援も推進します。

## 2) 特別支援教育の充実

### ①特別支援教育実施体制の充実

障害のある子どもの一人ひとりのニーズに応じた特別支援教育を推進していくよう、各小・中学校の特別支援教育コーディネーターが中心となり、教育委員会に配置している教育相談員等とも連携を図りながら、学校全体で取り組んでいきます。

また、状況に応じた教員や介助員等の配置をすすめるとともに、教職員の理解や能力を高めるよう、研修を充実します。

さらに、医療的な支援や機能訓練等が必要な児童・生徒への対応を図るよう、専門職の確保や専門機関等との連携を推進します。

### ②就学に関する支援の充実

障害のある子どもが一人ひとりのニーズに応じて適切な教育を受けることができる

よう、特別支援教育に関して子どもや保護者の思いに沿った情報提供や相談を推進します。これらは関係機関が協力して取り組み、就学前から学齢期への継続的な支援につないでいきます。

また、就学中の障害のある子どもへの相談を充実するよう、各学校と専門機関等が連携して推進します。

### ③教育内容の充実

一人ひとりのニーズに応じて、特別支援学級や通級を含めた通常学級での指導と支援を行うよう、必要に応じて就学前の療育や保育等の状況もふまえながら、個別の教育支援計画の充実を図るとともに、指導内容や指導方法を充実するよう推進します。

また、特別支援教育で対象に加えられた広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの発達障害のある子どもについて、教職員、児童・生徒、保護者などの理解を深めるよう啓発しながら、適切な支援を行うよう取り組みます。

### ④特別支援学校との連携の強化

小・中学校での特別支援教育の充実を図るために、センター的機能をもつ府立特別支援学校による巡回相談や教職員の研修などでの専門的な支援を得るよう、大阪府特別支援教育連携協議会での取り組み等を通じて連携を強化します。

また、特別支援学校における教育の充実を要望していくとともに、通学している児童・生徒への継続的な支援を行っていくための情報の共有や、居住地域の子どもたちと交流できる場づくりなどに、協力して取り組みます。

### ⑤学校施設のバリアフリー化の推進

障害のある子どもが支障なく学校生活をおくるとともに、学校を訪れる保護者や地域住民等がだれでも利用しやすいよう、学校教育施設のバリアフリー化を推進します。

### ⑥放課後等の活動の場の充実

保護者が就労している障害のある子どもの放課後等の生活の場として、留守家庭児童会や日中一時支援事業の利用などを図ります。

また、特別支援学校に通っている子どもなども含め、障害のある子どもがさまざまな人々とともに活動することを通じて地域のなかで生活する力を高めていくよう、地域での活動の場づくりを推進します。そのために、子どもの健全育成をすすめる社会教育や地域福祉活動などを推進し、障害のある子どもも参加できるよう、関係機関や

---

各種団体、自治会等の地域組織等と協力して取り組みます。

⑦学齢期の機能訓練等の充実

学齢期の子どもが、必要に応じて継続して就学前からの機能訓練や言語訓練等が受けられるよう、教育委員会、あかつき・ひばり園、大阪府寝屋川保健所等の専門機関が協力して推進します。

また、あかつき・ひばり園が、早期療育のセンター的機能を活かして学齢期も継続して療育支援を行っていく方策について、検討していきます。

⑧高等学校期の特別支援教育の充実

府立の特別支援学校高等部や高等学校における特別支援教育の充実を図るよう、府や関係機関に要望していきます。

また、発達や療育を継続的に支援するしくみのなかで、的確な就労支援や生活支援につないでいくよう、連携して取り組んでいきます。

### 3) 高等教育の推進

---

①大学等への進学への推進

障害のある人の大学、短期大学等への進学を推進するよう、関係機関等への要望などを検討していきます。

### (3) 生涯学習の推進

#### 【基本的な考え方】

生活の質を高めていくよう、さまざまな学習、スポーツ、文化、レクリエーション等の生涯学習に関する主体的な活動が広がっています。これらの活動は個人の生きがいや健康づくりに役立つとともに、活動を通じた交流が多様な人々の相互理解や地域でのつながりづくりにも活かされています。

一方、障害のある人は移動やコミュニケーションに制約があったり、社会参加の経験が少ないなどのために生涯学習活動に参加しにくい場合もあることから、生活の質を高めていくための方策のひとつとして参加を促進するよう、支援や条件整備をすすめていきます。

また、生涯学習活動を通じて自らの生活上の諸課題を解決していく力を高めていくよう、障害のある人の生活課題に焦点をあてた学習機会や、障害に応じて参加できるスポーツ、文化・レクリエーション活動なども推進していきます。

#### 【推進方向】

##### 1) 生涯学習・スポーツ等の推進

###### ①生涯学習・スポーツ事業やサークル活動への参加の推進

障害のある人が生涯学習・生涯スポーツに参加し、生活の質を高めるとともに、多様な市民との交流を深めていくよう、生涯学習・生涯スポーツ事業に関する情報提供の充実、社会教育・社会体育施設のバリアフリー化やプログラムでの配慮、コミュニケーションに関する支援など、参加しやすい環境づくりを推進します。

また、生涯学習・スポーツや文化・レクリエーションなど行うサークル・団体の活動への参加をすすめていくよう、サークルや団体の理解と参加への支援を推進します。

###### ②障害者向けの学習・スポーツ・文化・レクリエーション活動等の推進

障害のある人が生活に関する諸課題について学習することを通じて、自ら問題を解決する力を身につけたり、ともに取り組む仲間づくりをすすめていくよう、障害者の生活課題等に焦点を当てた学習の機会を増やすとともに、主体的に参加する意識づくりや参加のための支援、指導者の育成などを推進します。

また、障害の特性に応じたスポーツを普及していくよう、障害者スポーツ指導員等

の協力を得ながら、教室やサークル活動を推進するとともに、障害者スポーツ指導員の養成などにも取り組みます。

文化・レクリエーション活動についても、指導者やサークル・団体等の協力を得て推進します。

### ③障害者に配慮した図書館サービスの推進

視覚に障害がある人への図書館サービスを充実するよう、ボランティアの協力も得ながら点字・テープ・デイジー図書や大活字本の蔵書の充実を図ります。

また、障害のある子どもへの読書啓発など、だれもが図書に親しめるよう呼びかける取り組みをすすめるとともに、図書を利用しやすくする方策を検討します。

---

## (4) 自立生活に向けた支援の推進

### 【基本的な考え方】

障害のある人が地域で自立した生活をおくっていくためには、一人ひとりのニーズに応じた支援を行っていくこととあわせて、障害のある人自身が自立生活に向けて意欲をもち、必要な知識や技能を身につけていくことも重要です。

特別支援教育や生涯学習での取り組みなどとも連動しながら、家族からの独立や施設・医療機関からの移行への支援などにも対応した訓練や体験の場を提供するよう推進していきます。

### 【推進方向】

#### 1) 自立生活に向けた支援の推進

---

##### ①生活訓練事業等の推進

福祉施設や医療機関から地域での生活に移行したり、家族から自立して生活することを希望する人が、必要な知識や技能などを身につけるための支援を行う自立訓練（生活訓練）事業を推進するよう、事業者の確保を図ります。

また、長期にわたって社会的入院をしている精神障害者の退院を促進し、地域で自立して生活できるよう支援するために、大阪府寝屋川保健所等の関係機関と連携して取り組みます。

##### ②地域生活への移行をすすめるための交流や体験の場づくり

福祉施設や医療機関で生活している人の地域生活への移行を推進するうえで、地域移行を経験した人などとの交流の場づくりをすすめます。

また、実際に生活を体験して知識や技能を身につけたり自信をつけることができる施設を整備するよう、検討します。

---

## 2. 就労や社会的活動への参加の推進

---

### (1) 一般就労の推進

#### 【基本的な考え方】

就労は経済的な安定を得るとともに、社会と関わり生きがいをもって生活するという面でも大きな意義をもつものであり、障害のある人もできる限り障害のない人とともにはたらくことができるようにしていくことは、ノーマライゼーションの社会づくりの基本となるものです。

障害のある人の就労を効果的に推進するには、雇用や取引を行う企業等の理解をすすめつつ、障害のある人自身が就労に対する意欲を高め、各々にあった目標をもって必要な知識や技能を身につけるための学習や訓練等を行いながら、就労を希望する人と企業等のつながりや環境づくりの支援、さらに、職場に定着するための支援などを系統的にすすめていく必要があります。

そのために、発達や療育に支援が必要な子どもを継続的に支援するしくみとも連動させ、特別支援教育等との連続性に配慮しながら、障害者就業・生活支援センターと市立すばる・北斗福祉作業所がセンター的機能を担いつつ、就労支援に関する関係機関や企業等のネットワークによる支援を推進していきます。

#### 【推進方向】

##### 1) 就労に関する相談支援の充実

---

###### ① 就労支援ネットワークの充実

障害者就業・生活支援センターと市立すばる・北斗福祉作業所を中心として、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関が連携して就労と生活に関する支援を行うよう、地域自立支援協議会のもとで就労支援のネットワークづくりを推進します。

また、中途障害者のニーズへの対応なども含め、障害種別等に応じたきめ細かな就労支援を行っていくために、障害者就業・生活支援センターと関係機関の連携の場づくりを推進するとともに、在宅の人や福祉的就労をしている人の一般就労への移行などを支援するよう取り組みます。

②就労に関する相談の充実

障害のある人の就労に関する相談を充実するよう、就労支援に関する各機関が協力して相談に対応していくとともに、障害者就業・生活支援センターが統括窓口として支援していきます。

また、ハローワークの職業相談や職業紹介の利用をいっそう推進するよう、就労支援ネットワークなどを通じた連携を強化していきます。

③就労を支援する人材の養成

障害のある人の職場への適応をすすめるために雇用管理・職務内容への助言や作業・コミュニケーションに関する支援などを行うジョブコーチの活用を推進するよう、障害者職業センターと連携を図るとともに、就労支援を行う事業所や企業等での養成を推進するよう呼びかけていきます。

---

2) 就労のための訓練等の充実

---

①就労移行支援事業の推進

一般就労に向けた知識・技術の習得や就労支援、職場定着支援等を行う就労移行支援事業を推進するよう、事業者の確保を図ります。

市立すばる・北斗福祉作業所は、就労支援のセンター的機能を発揮し、各事業所と連携して専門的な支援を行っていくよう、指定管理者と協力しながら推進します。

また、就労移行支援事業を行う事業所と、就業・生活支援センターやハローワーク等の就労支援を行う機関等の連携を強化し、効果的な支援ができるよう推進します。

②職業訓練等を行う専門機関の利用の促進

職業評価、職業準備訓練、職場適応支援などを行う障害者職業センター等の専門機関の利用を促進するよう、情報提供や利用のための支援を推進します。

③特別支援学校等での就労支援の推進

生徒の自己選択や自己決定ができる力を高め、一人ひとりのニーズにあった就労ができるよう支援する教育をいっそうすすめるよう、府に要望していきます。

また、特別支援学校等と就労支援機関の連携を強化し、進路指導における就労支援を充実していきます。

#### ④実習の場などの確保の推進

就労を希望する人が仕事への理解を深めると同時に、障害者雇用への企業等の理解をすすめる機会として、障害者就職準備訓練事業や障害者トライアル雇用事業などの制度を活用した職場実習を推進するよう民間企業等に呼びかけるとともに、実習がスムーズに行えるよう支援を充実します。

また、市での実習の受け入れを推進するよう取り組んでいきます。

### 3) 就労の場の確保

#### ①障害者雇用に対する理解の推進

民間企業等での障害者雇用を推進するよう、障害の特性や就労の実情、雇用に対する支援制度などへの理解を深めるための啓発を、ハローワーク等の就労支援機関、商工会議所等の事業者団体等と協力して推進します。

そのために、情報提供や啓発のためのイベント等の開催などを行うとともに、ハローワーク等と協力して雇用率未達成企業等へのはたらきかけを行っていきます。

#### ②障害者雇用に関する支援制度の利用の促進

障害のある人が円滑に職場に適応できるよう支援するジョブコーチの利用を促進するよう、障害者職業センター等と連携して推進します。

また、障害者雇用を行う企業に対する助成などの支援制度が効果的に活用されるよう、情報提供や相談を充実するとともに、利用を支援する方策などについても検討します。

#### ③市での障害者雇用の推進

障害のある人の雇用に率先して取り組んでいくよう、知的障害者や精神障害者等の就労機会の確保も考慮して、各部局で障害のある人に適した仕事の創出を検討し、働きやすい職場環境の整備に努めていきます。

また、企業等での障害者雇用を促進する観点から、入札制度における取り組み等についても検討していきます。

#### ④在宅就労等の推進

重度の障害がある人などの就労形態のひとつとして、在宅での就労を推進するよう、職業能力を身につけるための支援をすすめるとともに、仕事の発注等を推進します。

#### 4) 就労への定着のための支援の推進

---

##### ①継続的な支援の推進

職場や仕事にまつわる生活面の悩みなどで離職することを防ぐよう、障害者就業・生活支援センターと関係機関等が協力し、就労後も継続して相談にのったり、交流の場をつくるなどの支援を行っていくよう推進します。

## (2) 福祉的就労や日中活動の推進

### 【基本的な考え方】

企業等での一般就労が難しい人が社会とつながりをもっていきいきと暮らしていくための場として、福祉的就労や日中活動の場は重要な役割を担っています。

寝屋川市では市立すばる・北斗福祉作業所がセンター的機能を発揮し、各施設や作業所等が連携して重い障害があっても希望する活動に参加できるよう取り組んできました。こうした取り組みをふまえ、障害者自立支援法に基づく新体系の事業を障害のある人の多様なニーズをふまえて推進していくよう、福祉サービス事業者等と協力して取り組んでいきます。

あわせて、企業等による福祉的就労を支援する事業など、多様な場づくりをすすめていくよう推進していきます。

### 【推進方向】

#### 1) 福祉的就労の推進

##### ①福祉的就労の場の確保

一般就労が困難な人などが福祉的な支援を受けながら働く場として、就労継続支援事業（A型・B型）や生産的活動を行う生活介護事業などを推進するよう、事業所の確保を図ります。そのために、小規模通所授産施設を含め、通所施設を運営する事業者が新体系の事業にスムーズに移行できるよう、国・府の支援制度等も活用しながら支援していきます。

雇用契約を結んで利用する就労継続支援事業（A型）は、企業のノウハウを活かした設置・運営などもすすめていくよう、商工会議所等の協力も得ながら取り組んでいきます。

市立すばる・北斗福祉作業所は、福祉的就労においてもセンター的機能を発揮し、重度の障害がある人なども含めた多様なニーズへの対応を図っていくよう、指定管理者と協力しながら支援内容や体制の充実を図っていきます。あわせて、こうしたニーズに対応する制度を充実するよう、国・府へのはたらきかけを行っていきます。

##### ②福祉的就労への支援の充実

就労継続支援事業等での授産事業の振興を図るよう、製品や作業の発注を市が積極

的に行うとともに、企業等への呼びかけも推進します。

また、福祉サービス事業者の経営面での能力を高めていくよう、情報や研修機会の提供などの支援に努めます。

## 2) 日中活動の推進

---

### ①生活介護事業等の推進

医療的支援が必要な人なども含め、重度の障害のある人などが介護を受けながら創作活動や生産的活動ができる日中活動の場として、生活介護事業などを推進するよう、事業所の確保を図ります。そのために、小規模通所授産施設を含め、通所施設を運営する事業者が新体系の事業にスムーズに移行できるよう推進します。

---

### 3. 身体とこころの健康づくりとリハビリテーションの推進

---

#### (1) 保健・医療・リハビリテーションの推進

##### 【基本的な考え方】

寝屋川市はまちの将来像に「ふれあいいいき元気都市」を掲げ、すべての人々に生きる元気を育み広げていくまちづくりをめざしています。そのなかでも、地域で自立した生活を送っていくうえでの基本となるものは健康な身体とこころであり、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう支援を行っています。

障害のある人は、障害のために負担がかかったり健康管理が難しく、新たな二次障害が引き起こされる場合があるなど、健康の保持・増進に特別な配慮が必要です。また、健康診査や医療機関の診療なども受けにくい場合もあります。そうした点をふまえて、障害のある人自身が理解や意識を高めながら、主体的に身体とこころの健康づくりに取り組むよう支援していきます。

また、日常の医療を地域の医療機関で安心して受けることができるよう推進するとともに、障害や難病等に関する専門的な医療、リハビリテーション医療や機能訓練等が的確に受けられるよう、専門機関等の協力を得ながら推進していきます。

あわせて、市民の健康を高め、疾病や障害を予防していくよう、一人ひとりの主体的な取り組みによる身体とこころの健康づくりを推進していきます。

##### 【推進方向】

#### 1) 健康の保持・増進への支援

---

##### ①主体的に健康づくりに取り組む意識の高揚

障害のある人が主体的に健康づくりに取り組んでいくうえで、自らの健康に対する意識や健康づくりをすすめるための知識などを身につけるよう、情報提供や健康教育の充実を図ります。

また「健康づくりプログラム」を活用し、一人ひとりが目標をもって健康づくりに取り組めるよう推進します。

②健康診査、健康相談等の充実

二次障害等の発生や障害の進行の予防なども含め、障害の特性をふまえた健康管理を促進するよう、健康診査の受診や健康相談の利用を促進します。

そのために、障害のある人が利用しやすい受診機会を増やしていくとともに、健康診査の結果をふまえ、一人ひとりの状況にあった保健指導を行っていくよう推進します。

③健康づくりのための運動の推進

健康づくりのための運動を推進するよう、健康教室等を通じて、健康状態や障害に応じて気軽にできる運動を普及します。

また、生涯スポーツ事業等に障害のある人が参加しやすいよう配慮するとともに、障害者スポーツの普及を推進します。

④こころの健康づくりの推進

障害についての周囲の理解不足や将来への不安など、障害があることによる精神的なストレス等を軽減していくよう、さまざまな場面での相談機能を充実し、必要な支援につながるよう取り組みます。

また、こころの病気について正しく理解できる機会をつくとともに、健康的な睡眠、運動、食習慣やレクリエーションへの参加などを推進します。

2) 障害のある人への医療の充実

---

①地域医療での障害者への対応の充実

障害のある人が地域の医療機関等をいっそう安心して受診できるよう、医師会・歯科医師会等と連携し、医師等の障害についての理解や施設のバリアフリー化をすすめるよう取り組みます。

また、福祉施設や医療機関で生活している人ができるだけ地域で暮らせるよう支援していくうえで、必要となる医療面での支援を福祉サービス事業者等と連携しながら行っていくよう、訪問診療や訪問看護の充実なども含めた取り組みを、医師会等と協力して推進します。

②障害者に配慮した医療サービスの推進

障害があるため一般の医療機関の受診が難しい人への医療サービスとして、あかつ

---

---

き・ひばり園歯科診療所や保健福祉センター診療所での障害者歯科診療を継続するとともに、障害者に配慮した医療サービスを推進していくよう、医師会、歯科医師会等の協力を得ながら検討します。

### ③自立支援医療や難病に対する医療の推進

障害を軽減・除去するための自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）や、難病のある人への医療の充実を図るよう、専門医療機関等と協力して推進します。

## 3) リハビリテーション医療や機能訓練の充実

---

### ①リハビリテーション医療の充実

急性期、回復期、維持期のそれぞれの段階のリハビリテーション医療を的確に提供するよう、医療機関や福祉サービス事業者等と協力して推進します。

### ②機能訓練の充実

自立訓練（機能訓練）事業や地域活動支援センターでの機能訓練を推進するよう、事業所の確保を図ります。

また、健康増進法に基づく機能訓練や介護保険による通所・訪問リハビリテーションなど、ライフステージに応じた訓練が受けられるよう、連携して推進します。

## 4) 障害の原因となる疾病等の予防の推進

---

### ①健康づくり意識の高揚

市民一人ひとりが自らの健康についての意識を高め、主体的に健康づくりに取り組むよう、各種保健事業等を通じて取り組みます。

### ②健康診査の受診の促進

障害の原因となる疾病やそのリスクを早期に発見するよう、健康診査の受診を促進します。そのために、健康診査の充実を図るとともに、職域保健を推進する企業等にはたらきかけます。

また、健康診査の結果を適切な保健指導に結びつけるよう推進します。

③身体とこころの健康づくりの推進

健康診査の結果等をふまえて、一人ひとりの状況に応じた身体とこころの健康づくりに取り組んでいけるよう、「健康づくりプログラム」を推進するとともに、各種事業等を活用しながら食生活の改善や適切な運動、休養などに取り組めるよう支援します。

また、思春期におけるこころの健康づくりを推進するよう、学校等とも協力して取り組んでいきます。